

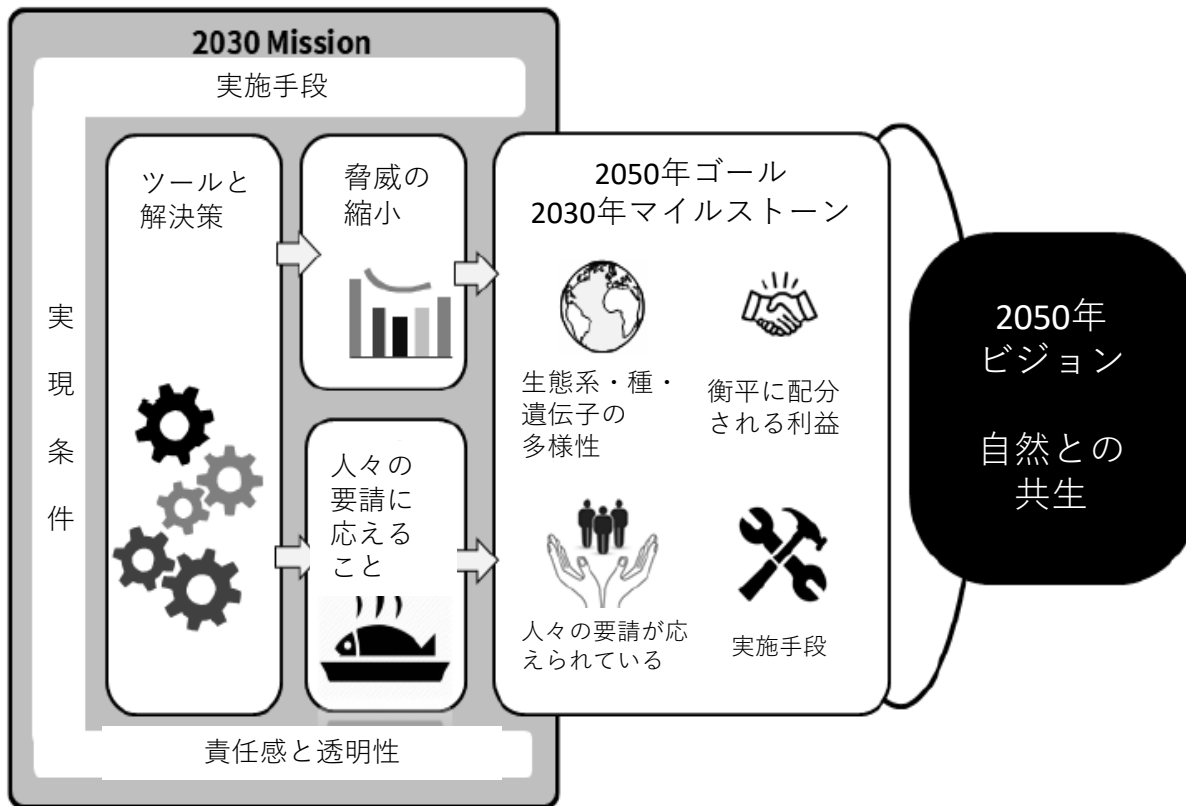
ポスト2020生物多様性枠組（GBF）0.2案における目標案及び指標案

1. ポスト2020生物多様性枠組（GBF）案（ゼロドラフト更新版）
 - 1) 全体的な構造
 - 2) 特徴
2. GBFのための指標とモニタリングアプローチの案
（条約事務局からの提案）
3. ゴール・ターゲットの案とヘッドライン指標案
4. 今後のスケジュール案とその他関連する議論

1. GBF案 1) 全体的な構造

- 2050年ビジョン実現のために実施が必要な要素などが構造化された形で示されている。
- 計4つの2050年に向けたゴール（2050年ゴール）とそのゴールに向けた途中経過としての状態を示す2030年マイルストーン、2030年までに行うべき行動を示した計20のターゲット等が設定されている。
- 実施支援の仕組み（資源動員等）、実現条件、責任感と透明性、アウトリーチ・啓発と広報も含まれている。

GBF（案）の変革の論理（仮訳）



2050年ゴール：

「自然と共生する世界」を2050年に達成されるべき状態に落とし込んだもの。

参考：自然と共生する世界

(Living in Harmony with Nature) : 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられている」世界

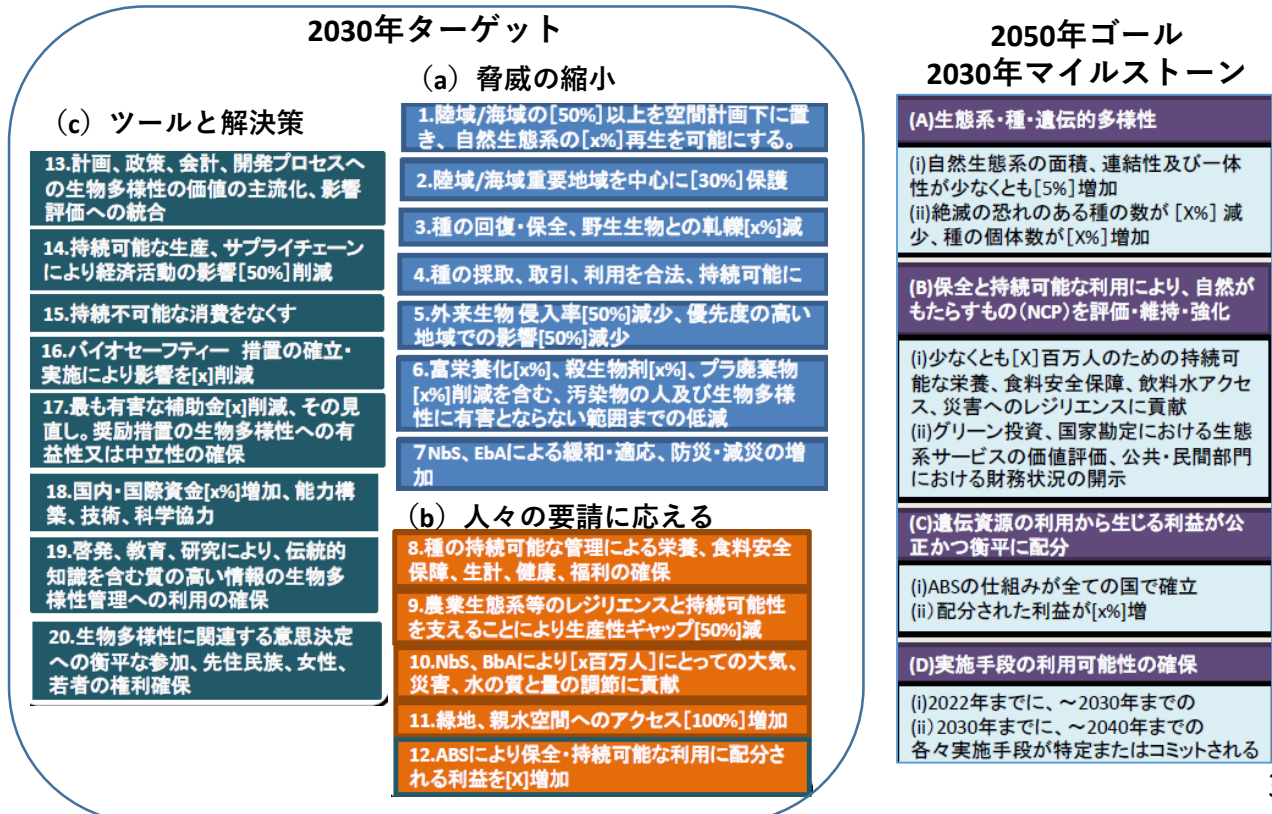
出典：Update of the zero draft of the post-2020 global biodiversity framework (CBD/POST2020/PREP/2/1)

1. GBF案 2) 特徴

- **ゴール：**
 - ー 3レベルの多様性（生態系・種・遺伝子）に関するゴール、人々への恩恵に関するゴール、利益配分とアクセス（ABS）に関するゴールに加え、実施手段についてもゴールが設定されている。
 - ー 各ゴールに2030年の状態を示すマイルストーンを設定。
- **ターゲット：**
 - ー 3テーマ（生物多様性への脅威の縮小、人々の要請に応える、ツールと解決策）で構成。
 - ー 例えば、生物多様性への脅威の縮小では、生態系再生や保護地域、種の回復・保全、侵略的外来種、汚染、気候変動を扱っている。
- **ゴール・ターゲット（一部）に共通して、自然生態系の面積等の増加率（ゴールA）など具体的な目標となる数値を示す箇所がある。**

GBF案のゴール・ターゲット案 (概訳)

出典：生物多様性国家戦略第4回研究会資料1別添3（原文はUpdate of the zero draft of the post-2020 global biodiversity framework（CBD/POST2020/PREP/2/1）参照）



2. GBFのための指標とモニタリングアプローチの案 (条約事務局の提案)

- 進捗の評価のための指標やモニタリングのアプローチについても同時に議論が進行中。
- 2020年夏ごろのピアレビューでの意見を踏まえ、モニタリングのために、3つの指標群で構成される枠組みで、各ゴール・ターゲットの進捗を評価することが提案されている。
- 進捗評価を主にヘッドライン指標という上位の指標で行う。ただし、その他指標群の指標で補完等可能。

GBFの進捗評価に係る3つの指標群

| 指標群名 (仮訳) | 説明 |
|----------------------------------|--|
| ヘッドライン指標 (Headline indicator) | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴールとターゲットの対象範囲全体又はその大部分を扱う少数の上位レベルの指標一式。 ・国内の進捗と世界的な進捗計測にも使用可能なもので、国同士で比較可能なものとして提案されている。(※ただし、現時点では不完全なものも含まれている) ・全締約国が国別報告書で使用することで、世界レベルで進捗を集約しやすくなるとされている。 |
| 構成要素のための指標 (Component indicator) | ゴールとターゲットの各構成要素のモニタリングのための指標一式 |
| 補完指標 (Complementary indicator) | 各ゴールとターゲットの詳細な分析等のための指標一式 |

ゴールAの例 (仮訳)

※補完指標は計57指標の内の一部のみ表示。その他ゴール・ターゲット (英語) については別添2を参照。

| 2050年ゴール等 | ヘッドライン指標 | ゴールの構成要素 | 構成要素のための指標 | 補完指標 |
|---|---|---|---|---|
| <p>ゴールA 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも [x%] 増加することで、すべての種の健全かつレジリエントな個体群が支えられるとともに絶滅の恐れのある種の数 [x%] 減少するほか、遺伝的な多様性が維持されている。</p> <p>2030年マイルストーン A.1 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも [5%] 増加する。 A.2 絶滅の恐れのある種の数 [x%] 減少するとともに、種の個体数が平均で [x%] 増加する。</p> | <p>A.0.1 選定された自然生態系の面積 (森林、サバンナ及び草地、湿地、マングローブ、塩性湿地、サンゴ礁、藻場、ガラモ場、潮間帯)</p> <p>A.0.2 生きている地球指数</p> <p>A.0.3 レッドリスト指数</p> <p>A.0.4 種の生息地指数 (Species Habitat Index)</p> <p>A.0.5 種内で維持されている個体群の割合</p> | <p>A.1. 自然生態系の面積の増加 (陸域、淡水域及び海洋の生態系)</p> <p>A.2. 生態系の健全性及び連結性 (陸域、淡水域及び海洋の生態系)</p> <p>A.3. 絶滅を防止及び種の保全状態の改善する</p> <p>A.4. 種の個体数及び健全性を増加させる</p> <p>A.5. 遺伝的な多様性を維持する</p> <p>A.6. 重要な生態系の保護</p> | <p>A.1.1. 自然生態系の面積 (生態系タイプ別)</p> <p>A.1.2. 生態系健全性指数</p> <p>A.1.3. 土地全体のうち劣化した土地の割合 (SDG指標15.3.1)</p> <p>A.1.4. レッドリスト指数 (陸域、淡水域および海域の種群も含む。種群別。)</p> <p>A.1.5. 種の絶滅数 (陸域、淡水域及び海域の種群も含む。種群別。)</p> <p>A.1.6. 種の生息地指数 (種群別)</p> <p>A.1.7. 種内 (A.0.5) に維持されている個体群の割合 (種群別)</p> <p>保護に関する指標はターゲットで扱われている。</p> | <p>A.1.1.1. 土地全体に対する森林の割合 (SDG指標15.1.1)</p> <p>A.1.1.2. 森林分布</p> <p>A.1.1.3. 樹木による被覆の消失</p> <p>A.1.1.4. 草地とサバンナの面積</p> <p>A.1.1.5. 山地グリーンカバー指数 (SDG指標15.4.2)</p> <p>A.1.1.6. 泥炭地の面積と状態</p> <p>A.1.1.7. 永久凍土の厚さ、深さと面積</p> <p>A.1.1.8. 生態系レッドリスト</p> <p>A.1.1.9. 経時的な世界のマングローブ林被覆率</p> <p>A.1.1.10. マングローブ林の断片化の動向</p> <p>A.1.1.11. 水に関連する生態系範囲の経時変化 (SDG指標6.6.1)</p> <p>A.1.1.12. マングローブの面積の動向</p> <p>A.1.1.13. 生きているサンゴによる被覆</p> |

3. ゴール・ターゲットの案とヘッドライン指標案

- ヘッドライン指標を全締約国が国別報告書で使用するよう提案されているが、ヘッドライン指標には開発が不完全もしくは完全に運用されていないものもある。
- 一部のゴールとターゲット（ゴールB、ターゲット1・7・10・14等）では、全てのヘッドライン指標が作成中等となっている。（※全ゴールとターゲットの文面案とヘッドライン指標案は別添を参照。）

ゴールBとヘッドライン指標案

| ゴールの案（仮訳） | ヘッドライン指標案（仮訳） |
|---|---|
| <p>ゴールB. 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの（NCP）が高く評価され、維持され、もしくは強化され、すべての人々の便益のために世界的な開発アジェンダを支えている。</p> <p>2030年マイルストーン</p> <p>i) 少なくとも [x] 百万人のための持続可能な栄養摂取と食料安全保障、安全な飲料水へのアクセス及び自然災害に対するレジリエンスに、自然が貢献する。</p> <p>ii) グリーン投資、国家勘定における生態系サービスの価値評価、及び公共・民間部門における財務状況の開示を通じて、自然が高く評価されている。</p> | <p>B.0.1 生態系サービスから裨益している人の数</p> <p>B.0.2 すべての最終的な生態系サービスの価値（生態系総生産）</p> |

ターゲット1・7・10・14とヘッドライン指標案

| ターゲットの案（仮訳） | ヘッドライン指標案（仮訳） |
|---|--|
| <p>ターゲット1. 2030年までに、陸域及び海域の [50%] が地球規模で土地/海の利用の変化を扱う空間計画の下にあることにより、ほとんどの既存の手つかずの地域及び原生自然が保持されるとともに、劣化した淡水域、海域及び陸域の自然生態系及びそれら生態系間の連結性の [x%] の再生が可能になる。</p> | <p>1.0.1 陸域生態系、淡水生態系、海洋生態系について、景観レベルの土地利用計画でカバーされている土地の割合</p> |
| <p>ターゲット7. 2030年までに、レジリエンスを確保するとともに生物多様性へのいかなる負の影響も最小化しつつ、自然を活用した解決策（NbS）及び生態系を活用したアプローチによる気候変動の緩和及び適応と防災・減災への貢献を増大させる。</p> | <p>7.0.1 生態系によって提供される気候調節サービスの総量</p> |
| <p>ターゲット10. 2030年までに、自然を活用した解決策（NbS）及び生態系を活用したアプローチが、少なくとも [xxx] 百万人にとっての、大気質、災害や異常事象、及び水の質及び量の調節に貢献することを確保する。</p> | <p>10.0.1 空気が清浄で、清浄な水が利用できる地域に住んでいる人の数</p> <p>10.0.2 海岸の侵食緩和や水防等のサービスを提供する生態系</p> |
| <p>ターゲット14. 2030年までに、生産活動及びサプライチェーンが持続可能であることを確保することにより、生物多様性への負の影響の少なくとも [50%] の低減を達成する。</p> | <p>14.0.1 陸域及び海洋における人間による改変による潜在的な個体数や種の損失</p> <p>14.0.2 企業のサステナビリティ報告が生物多様性に与える影響を含んでいる</p> |

出典：SBSTTA24議題3会議文書（SBSTTA/24/3）：POST-2020 GLOBAL BIODIVERSITY FRAMEWORK: SCIENTIFIC AND TECHNICAL INFORMATION TO SUPPORT THE REVIEW OF THE UPDATED GOALS AND TARGETS, AND RELATED INDICATORS AND BASELINES

4. 今後のスケジュールとその他関連する議論

- 秋ごろ開催予定のCOP15に向けてゴール・ターゲットの案のほか、指標案を含むモニタリングの枠組み等について議論する。このほか、進捗評価時に参照する時期や報告・点検の仕組み等についても議論。
- COP15でモニタリングの枠組みも採択予定であるが、これ以降もこの枠組みを引き続きレビューする予定であり、指標の利用に係る助言等を提供するための技術専門家グループの設置が提案されている。

生物多様性条約の関連会合開催のスケジュール

| 時期 | 会合 | 説明 |
|-------------------------------------|----------------------------|--|
| 2021年 2～3月 | SBTTA24・SBI3 (非公式セッション) | <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングに関する枠組みのほか、ゴールとターゲットの目標の数値の案（生態系面積の増加率等）、ベースライン（※1）、2020年以降の報告・点検の仕組み等について議論することとなっている。 ・各締約国・ステークホルダーの意見だし。 ・OEWG-3とCOP15への勧告等は採択されない。 |
| 5・6月頃 | SBTTA24・SBI3 (正式) | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き議論。OEWG-3とCOP15への勧告が作成される予定。 |
| SBTTA24・SBI3の結果を踏まえ、GBFのドラフト1が公表予定。 | | |
| 7・8月頃 | OEWG-3 | ゴールとターゲット等について議論を行い、COP15に最終案を提出。 |
| 10・11月頃 | COP15 | GBFと関連決定等の採択。 ※指標に関する技術専門家グループ（AHTEG）（※2）の設置等が提案されている。 |

※1：ベースライン（baseline）について

- ・ベースラインと参照する時期（reference period）についても事務局の見解が示されている。
- ・現在のSBTTA勧告案のCOP決定案において、参照する時期として、「2020」又は「2016-2020」、「データが利用可能な直近の年」の使用が提案されている。
- ・その利点として、最近作成された指標が使用可能になり、それによって実施進捗のモニタリングで使用できる使用も増える等が挙げられている。

※2：AHTEGについて

- ・現在のSBTTA勧告案のCOP決定案において、設置が提案されている。
- ・指標とモニタリング枠組みの実施に関する助言やデータのギャップを埋めるための方法についての助言等も提供。

出典：会合開催時期について、2021年1月19日開催のCBD事務局によるGBFに関するプロセスについてのブリーフィングウェビナーでの説明に基づき作成。
 本ウェビナーの録画のリンク先とその資料はCBDのウェブサイト（<https://www.cbd.int/meetings/SBI-OM-2021-01>）に掲載。
 SBTTA24議題3会議文書（SBTTA/24/3およびadd.1）